

問 保健福祉課
社 会福祉室 国保医療係



子ども家庭庁
ホームページ

1 保険料率が変わりました

被保険者の皆さんに負担いただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めています。令和8・9年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

【医療分】

- 均等割（被保険者が等しく負担）

令和6・7年度 年間 52,953円	➔	令和8・9年度 年間 59,963円 (7,010円増)
-----------------------	---	--
- 所得割（被保険者の所得に応じて負担）

令和6・7年度 年間 11.79%	➔	令和8・9年度 年間 11.61% ※ (0.18ポイント減)
----------------------	---	---

※令和6年度の賦課のもととなる所得金額が58万円を超えない方は令和6年度の所得割率を10.92%として算定します。
- 賦課限度額（1年間の保険料の限度額）

令和6・7年度 年間 80万円	➔	令和8・9年度 年間 85万円 ※ (5万円増)
--------------------	---	------------------------------------

【子ども分】

令和8年度からの制度改正の内容

- 均等割（被保険者が等しく負担）

令和8年度 年間 1,364円

- 所得割（被保険者の所得に応じて負担）

令和8年度 年間 0.28%

- 賦課限度額（1年間の保険料の限度額）

令和8年度 年間 21,000円

●令和8年度から子ども・子育て支援金制度が施行されることに伴い、医療分の保険料率とは別に、子ども分の保険料率を算定します。
※令和9年度の子ども分保険料率は令和8年度中に算定します。

●子ども・子育て支援金制度の施行について、詳しくは子ども家庭庁ホームページをご覧ください。▶

2 保険料の計算方法について

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額の合計で計算します。

【医療分】

均等割 【1人当たり保険料】	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和7年中の所得-基礎控除額※)	=	1年間の保険料 【限度額85万円】 (100円未満切り捨て)
-------------------	---	--	---	--------------------------------------

【子ども分】

均等割 【1人当たり保険料】	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和7年中の所得-基礎控除額※)	=	1年間の保険料 【限度額21,000円】
-------------------	---	--	---	-------------------------

※最大43万円

【医療分】 + 【子ども分】 = 1年間の保険料

3 保険料の軽減について

次の①②に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

①均等割の軽減

被保険者と世帯主の所得の合計で判定し、被保険者ではない世帯主の所得も対象となります。昭和36年1月1日以前に生まれた方の公的年金などに係る所得は、さらに15万円を引いた額で判定します。

【医療分】

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合	年間の均等割	前年度比
43万円+10万円×(給与所得者など(※)の数-1)	7.2割軽減	16,789円	約904円増
43万円+(31万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者数-1)	5割軽減	29,981円	約3,505円増
43万円+(57万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者数-1)	2割軽減	47,970円	約5,608円増

【子ども分】

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合	年間の均等割
43万円+10万円×(給与所得者など(※)の数-1)	7割軽減	409円
43万円+(31万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者数-1)	5割軽減	682円
43万円+(57万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者数-1)	2割軽減	1,091円

(※) 給与所得者などは、給与などの収入金額が55万円を超える方、または、公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)125万円(65歳以上)を超える方が当てはまります。

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険(※)の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。(医療分：59,963円→29,981円、子ども分：1,364円→682円)

(※) 被用者保険とは、協会けんぽなどの健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。

4 保険料の減免について

保険料の支払いが困難な場合は、比布町保健福祉課社会福祉室国保医療係へご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料の支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

5 保険料の支払い方法について

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。(申し出によって「口座振替」も可能)ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する方は「年金天引き」の対象となりません。「納付書」または「口座振替」にてお納めください。
※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に摘要されます。

- (1) 介護保険料が「年金天引き」されていない方
(年金額が年額18万円未満の方)
- (2) 介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金受給額の半分以上を超える方
- (3) 新たに制度に加入された方の半年の期間

ご注意
国民健康保険料(税)の口座振替は自動継続されません。再度、保健福祉課社会福祉室国保医療係へ申し出を行ってください。